兵庫県宅地造成工事規制区域図

H−3

（津名・洲本）

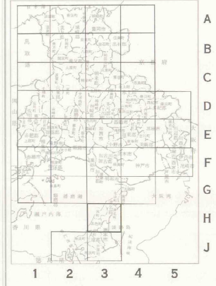

（第４次指定）

昭和49年５月２日　官報 第14201号 建設省告示 第670号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲まれた区域

津名町地区	
①	津名町と洲本市の境界線
②	県道明神安乎線
③	県道上内膳津名線
④	町道学校線
⑤	大字下司と大字塩尾の境界線
⑥	大字下司と大字志筑の境界線
⑦	大字志筑と大字中田の境界線
⑧	町道石原線
⑨	町道中道線
⑩	県道木曽上中田線
⑪	町道伊勢の森線
⑫	県道津名一宮線
⑬	町道小谷池線
⑭	町道北側大才線
⑮	大字志筑と大字中田の境界線
⑯	大字志筑と大字王子の境界線
⑰	大字志筑と大字大谷の境界線
⑱	県道東浦津名線
⑲	町道虚空蔵線
⑳	町道木戸線
㉑	町道虚空蔵線
㉒	町道梅ノ木線
㉓	町道段原線
㉔	町道札場旧県道線
㉕	県道津名北淡線
㉖	町道東野線
㉗	町道林連絡線
㉘	町道堀越横道線
㉙	大字生穂と大字野田尾の境界線
㉚	大字佐野と大字野田尾の境界線
㉛	町道神之内本線
㉜	町道深谷線
㉝	町道ヤイトバ線
㉞	町道女笠線
㉟	町道大才線
㊱	県道佐野仁井岩屋線
㊲	県道片山線
㊳	町道柏原連絡線
㊴	町道柏原スダシ線
㊵	一般国道28号
㊶	町道津名中学校線
㊷	町道旧国道線
㊸	県道津名五色三原線
㊹	県道室津津名線
㊺	町道旧国道線
㊻	一般国道28号

洲本市Ａ地区	
①	県道洲本由良線
②	県道阿万灘洲本線
③	大字由良と大字灘の境界線
④	大字由良と大字千草の境界線
⑤	大字小路谷と大字千草の境界線
⑥	市道明田古茂江線
⑦	市道明田線
⑧	県道相川下清水線
⑨	市道白土線
⑩	市道白谷越線
⑪	市道池田線
⑫	県道広田洲本線
⑬	市道納線
⑭	市道咲山線
⑮	一般国道28号
⑯	県道下内膳物部線
⑰	市道片山線
⑱	県道広田洲本線
⑲	市道緑ヶ丘線
⑳	市道馬木線
㉑	市道太郎池南線
㉒	市道太郎池線
㉓	市道川西中央線
㉔	県道下清水線
㉕	市道曲田線
㉖	大字内町と大字小路谷の境界線

洲本市Ｂ地区	
①	市道伸之町線
②	市道陀仏川堤防線
③	市道根来線
④	市道宇山加茂線
⑤	市道加茂上道線
⑥	県道上内膳津名線
⑦	県道鳥飼浦洲本線
⑧	市道閑々先山線
⑨	大字中川原と大字加茂の境界線
⑩	大字中川原と大字名号石の境界線
⑪	市道洲本中川原線
⑫	市道厚浜学校線
⑬	県道上内膳津名線
⑭	洲本市と津名町の境界線
⑮	一般国道28号

緑町地区	
①	町道庄田線
②	県道倭文五色線
③	倭文川
④	町道王岡線
⑤	町道うつろ谷線
⑥	町道上井線
⑦	緑町と洲本市の境界線
⑧	県道洲本西淡線
⑨	町道的場西脇線
⑩	初尾川
⑪	除川
⑫	町道みどり線
⑬	町道鳩尾縦道線
⑭	町道青地越線
⑮	除川支線
⑯	除川
⑰	細谷川
⑱	一般国道28号
⑲	細谷川支線
⑳	除川
㉑	徳原大池堰堤
㉒	町道油谷線
㉓	中条徳原油谷川171番地と中条徳原内ヶ谷180−1番地の境界線
㉔	緑町と三原町の境界線

西淡町Ａ地区	
①	西淡町と五色町の境界線
②	町道長尾線
③	町道櫟田線
④	町道笹浦線
⑤	町道柳川線
⑥	町道古津路慶野線
⑦	県道福良江井岩屋線

五色町Ａ地区	
①	五色町と一宮町の境界線
②	町道竜宝寺線
③	町道葛尾中道線
④	町道葛尾中央線
⑤	県道洲本五色線
⑥	町道大宮中野線
⑦	町道中野池線
⑧	農道皿池池内線
⑨	農道女子母線
⑩	農道五郎田池線
⑪	町道山中線
⑫	町道葛尾中道線
⑬	町道逆池線
⑭	町道上利立線

五色町Ｃ地区	
①	町道古池線
②	町道原所線
③	五色町と西淡町の境界線
④	県道福良江井岩屋線

一宮町地区	
①	町道小糸谷線
②	町道大糸谷線
③	町道大糸谷線終点と町有じんあい焼却場の見通し線
④	楠木農道
⑤	町道岡細谷線
⑥	町道高畑線
⑦	町道江井山田線
⑧	県道福良江井岩屋線

注）１．線の起点は、前順位の線との最初の交点（最初の線にあっては、末尾の線との最初の交点）とし、線の終点は、次順位の線との最初の交点（末尾の線にあっては、最初の線の起点）とする。

２．地物、施設及び工作物の境界線は、前項による起点から終点に向って右側の境界線とする。

（第９次指定）

平成５年12月21日　兵庫県公報 第505号 兵庫県告示 第1846号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲まれた区域

五色町Ｄ地区	
(1)	県道福良江井岩屋線
(2)	五色町と一宮町との境界線
(3)	町道上利立線

五色町Ｅ地区	
(1)	県道多賀洲本線
(2)	県道津名五色三原線
(3)	町道大上線
(4)	町道入道谷線
(5)	町道下司免線

注）１．線の起点は、前順位の線との最初の交点（最初の線にあっては、末尾の線との最初の交点）とし、線の終点は、次順位の線との最初の交点（末尾の線にあっては、最初の線の起点）とする。

２．地物、施設及び工作物の境界線は、前項による起点から終点に向って右側の境界線とする。

（第４次指定の一部変更）

平成５年12月21日　兵庫県公報 第505号 兵庫県告示 第1847号

次に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲まれた区域

五色町Ｂ地区	
①	県道都志港線
②	町道万才新池線
③	町道西山線
④	町道第三西山線
⑤	町道第二西山線
⑥	町道万才中谷線
⑦	町道上山庄角川線
⑧	町道第二山庄角川線
⑨	町道川尻長池線
⑩	町道川尻南線
⑪	農道上の池線
⑫	町道角川中央線
⑬	町道角川中央線と角川496番１（森本照光敷地）への進入路の交点と、町道長池谷線と農道長池線の交点との見通し線
⑭	農道長池線
⑮	大字都志と大字鳥飼の境界線
⑯	町道大倉線
⑰	農道末通線
⑱	町道釜池除所線
⑲	町道社日旧県道線
⑳	町道社日中央線
㉑	農道高丸線
㉒	町道高丸線
㉓	町道中の橋線
㉔	町道西の脇北線
㉕	町道西の脇北線終点部右側路側コンクリート擁壁北端と新五色浜記念碑由来看板西側支柱との見通し線
㉖	海岸線

注）この図面は、おおむねの区域を表わしているので、詳細については、告示により確認してください。

「許可なく複製を禁ずる」

1：25,000

平成６年３月作成　兵庫県都市住宅部建築指導課